
規 則

高知県国民生活安定緊急措置法に規定する証明書に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 6 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第11号

高知県国民生活安定緊急措置法に規定する証明書に関する規則の一部を改正する規則

高知県国民生活安定緊急措置法に規定する証明書に関する規則（令和 2 年高知県規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第 6 条第 1 項第 2 号及び第 3 号」を「第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号」に改める。

別記様式を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎ 高知県国民生活安定緊急措置法に規定する証明書に関する規則の一部を改正する規則